

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
当たるとする

人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)
第二条 第二項第一号、第四条第一項及び第九条第二項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第二条 条例第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第一項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員とし

◇人委規則

目 次

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則
- 職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則
- 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

て採用されたものとする。

(一般の派遣職員の給与の特例)

第三条 一般の派遣職員(条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該職員の給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額(以下「職員としての給与」という。)に百分の七十を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
百分の五以上百分の十未満	百分の七十五
百分の十以上百分の十五未満	百分の八十
百分の十五以上百分の二十未満	百分の八十五
百分の二十以上百分の二十五未満	百分の九十
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の九十五
百分の三十以上	百分の百

2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

3 前項の規定は、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合について準用する。

4 条例第三条第一項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前三項の規定を適用して得た額とする。

5 第一項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

(報告)

第四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において条例第二条第一項の規定により派遣した職員の派遣先機関、

派遣期間、派遣先機関における処遇の状況等及び条例第二条第一項の規定により派遣された職員であつて、当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

2 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「疾病」の下に「(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。))の派遣先の業務による負傷又は疾病を含む。」を加え、同条第二十一号の二中「災害」の下に「(派遣職員の派遣先の業務上の災害を含む。)」を加える。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

3 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「疾病」の下に「(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」とい

う。))の派遣先の業務による負傷又は疾病を含む。)」を加え、同条第十九号の二中「災害」の下に「(派遣職員の派遣先の業務上の災害を含む。)」を加える。

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

4 産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 産業教育手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合(給与条例第十二条の二第一号の場合及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十号の場合を除く。)

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

5 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「休職にされた場合」を「休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣された場合」に改め、「期間を除く。」の下に「又は当該派遣の期間」を加える。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

6 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 本邦外にある職員(一時本邦外にある職員を除く。)(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

7 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十六号を第三十八号とし、第三十五号の次に次の二号を加える。

三十六 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号。以下「派遣条例」という。)

第三項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による協議をすること。

三十七 派遣条例第四条第二項の規定による認定をすること。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

8 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(支給方法)

第五条 義務教育等教員特別手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部改正)

9 職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則(昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のよう

に改正する。

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和五十八年三月鳥取県人事委員会規則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号。以下「条例」という。)

附則第二項から第五項までに規定する勤務を要しない時間の指定に必要事項を定めるものとする。

(指定の単位となる期間)

第二条 条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める毎四週間(以下「基本期間」という。)

は、昭和六十三年四月十七日を初日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間とする。

2 条例附則第四項の規定による勤務を要しない時間の指定の単位となる

期間は、当該期間が一の基本期間又は基本期間の二以上連続した期間となるように定めるものとする。

(条例附則第二項第三号適用職員についての指定)

第三条 条例附則第二項第三号の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

一 基本期間に二以上の半日勤務日(条例附則第二項第二号に規定する半日勤務日をいう。以下同じ。)がある場合 二の半日勤務日の勤務時間

二 基本期間に一の半日勤務日がある場合 当該半日勤務日の勤務時間及び当該半日勤務日以外の一の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間

三 基本期間に半日勤務日がない場合 二の勤務日の勤務時間のうちのそれぞれ連続する四時間の勤務時間又は一の勤務日の勤務時間のうちの連続する八時間の勤務時間
(新規採用者等についての指定)

第四条 条例附則第三項の人事委員会規則で定める期間は、二週間とする。

2 条例附則第三項の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

一 条例第二条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員
一の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員で、新たに職員となつた日又は退職す

ることとなる日の属する基本期間に半日勤務日があるもの 一の半日勤務日の勤務時間

三 新たに職員となつた日又は退職することとなる日の属する基本期間に半日勤務日がない職員 一の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間
(異動者についての指定)

(異動者についての指定)

第五条 指定権者(任命権者又は勤務を要しない時間の指定についてその委任を受けた者をいう。以下同じ。)又は指定の基準を異にして異動した職員の異動後における勤務を要しない時間の指定については、人事委員会の定めるところによる。

(指定の方法)

第六条 勤務を要しない時間の指定は、できる限り、連続する基本期間三以上の分について一括して行うものとする。

(指定の明示)

第七条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったときは、職員に対して速やかにこれを明示しなければならない。指定の変更を行ったときも、同様とする。

(勤務を要しない時間の指定簿等)

第八条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったとき及び指定の変更を行ったときは、人事委員会が定める様式の勤務を要しない時間の指定簿に指定及び指定の変更に関する事項を記載するものとする。

2 職員が指定権者を異にして異動した場合は、異動前の指定権者は、当該職員に係る勤務を要しない時間の指定簿の記載事項を異動後の指定権者に通知するものとする。

(指定の変更についての人事委員会の承認)

第九条 条例附則第五項の規定により勤務を要しない時間の指定を変更する場合において、当該変更後の指定を当該変更前の指定に係る期間に引き続く八週間内の勤務日又は勤務日の勤務時間について行うときは、同項の規定に基づく人事委員会の承認があつたものとみなす。

(報告)

第十条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務を要しない時間の指定の状況等について随時報告を求めることができるとする。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、勤務を要しない時間の指定に關し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

(四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に關する規則の廃止)

2 四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第八号。以下「改正条例」という。)附則第二項の人事委員会規則で定める日は、改正条例附則第一項に規定する規則で定める日(以下「改正条例施

行日」という。)の属する基本期間(改正条例第一条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例(以下「新条例」という。)の適用を受けるとした場合に新条例附則第四項の規定の適用を受けることとなる職員にあつては、任命権者が同項の規定に基づき定めるところとなる期間)の末日(同日前に、定年に達すること、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第四条の規定に基づき定められた期限が到来すること又は任期が満了すること(以下「定年等」という。))により退職することとなる職員にあつては、退職することとなる日)とする。

4 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数とする。

一 改正条例附則第二項第一号に規定する職員 改正条例第一条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する条例(以下「旧条例」という。)

附則第三項の規定により任命権者が定めた期間であつて改正条例施行日の前日の属するもの(以下「最終指定単位期間」という。)の初日から改正条例施行日の前日までの間に旧条例附則第三項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数(旧条例附則第四項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数を除く。以下「施行日前指定時間数」という。))が、最終指定単位期間の全期間にわたり旧条例附則第三項の規定の適用を受けたとした場合に最終指定単位期間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数に、最終指定単位期間に含まれる改正前の職員の勤務を要しない時間の指定に關する規則(昭和五十八年三月鳥取県人事委員会規則第一号)第二条第一項に規定する基本期間(以下「旧基本期間」という。)の数

に對する最終指定單位期間の初日（最終指定單位期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日）から改正条例施行日の前日までの間に含まれる旧基本期間の数の割合を乗じて得た時間数（以下「比例時間数」という。）に満たない職員にあつては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数を新条例の規定の適用を受けたとした場合に改正条例施行日から前項に規定する日までの間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数（以下「基準時間数」という。）に加えた時間数（改正条例施行日から起算して十三日以内に、定年等により退職することとなる職員にあつては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数）、施行日前指定時間数が比例時間数を超える職員にあつては、施行日前指定時間数から比例時間数を減じた時間数を基準時間数から減じた時間数

二 改正条例附則第二項第二号に規定する職員（前号に掲げる職員を除く。） 当該変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数を基準時間数に加えた時間数（改正条例施行日から起算して十三日以内に、定年等により退職することとなる職員にあつては、当該変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数）

5 改正条例附則第二項の規定により勤務を要しない時間として指定される勤務時間については、新条例の規定による勤務を要しない時間の指定の例によるものとする。

6 公務の運営上の必要等により、前三項の規定により難いと認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをするところとすることができる。

（農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正）
7 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
第四条第一号ロ中「第四項」を「第五項」に改め、同号中ハを削り、ニをハとする。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改める。

課	内 部 組 織
総務課	管 理 係 任 用 係
職員課	給 与 係 審 査 係

第三条の総務課の項及び職員課の項を次のように改める。

総務課

- 一 人事委員会の会議及び議事に関すること。
 - 二 事務局職員の人事に関すること。
 - 三 公印の管守並びに文書の收受、發送、編さん及び保存に関すること。
 - 四 予算、決算並びに物品の出納及び保管に関すること。
 - 五 任用に関する事項の調査及び人事記録の管理並びに統計報告の作成に関すること。
 - 六 職員の競争試験及び選考に関すること。
 - 七 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。
 - 八 職員の研修及び勤務成績の評定の総合的企画に関すること。
 - 九 職員の服務制度に関すること。
 - 十 その他他課の主管に属しないこと。
- 職員課
- 一 人事行政に関する事項の調査及び人事記録の管理並びに人事に関する統計報告の作成に関すること。
 - 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究及びその成果の作成に関すること。
 - 三 職員の給与の支払の監理に関すること。
 - 四 職員の分限及び懲戒の手續の実施に関すること。
 - 五 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び判定に関すること。
 - 六 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。
 - 七 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求に対する審査及び裁定に関すること。

- 八 職員団体の登録に関すること。
- 九 職員団体等の規約の認証に関すること。
- 十 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

十一 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務の処理に関すること。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「教職員課」を「総務課の指導主事、教職員課」に改め、「高校教育係長及び指導主事」の下に、「社会教育課の社会教育主事」を加え、「指導係長」を「指導主査、指導係長」に、「スポーツ係長」を「競技スポーツ係長」に改め、同項第五号中「視聴覚教育係長」を「学習情報係長」に改め、同条第二項第二号中「教職員課」を「総務課の指導主事、教職員課」に、「成人教育係長、青少年教育係長」を「指導係長」に、「指導係長」を「指導主査、指導係長」に改め、「体育保健課の

指導主査」の下に「健康教育係長」を加え、「スポーツ係長」を「競技スポーツ係長」に改め、同項第五号中「視聴覚教育係長」を「学習情報係長」に改める。

第三条第二号中「分場長」を削る。

第四条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第二号中「整肢学園の園長」を「皆生小児療育センターの院長」に改め、同条第二項第二号中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に改め、同条第三項中「次の各号」を「次」に改め、同項第三号中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に改め、同項に次の二号を加える。

八 児童相談所の技幹、看護婦及び准看護婦

九 喜多原学園の技幹、看護婦及び准看護婦

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第八条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十条の二第一項第一号中「第十七条第五項若しくは第六項」を「第十七条第五項から第七項まで」に改め、同号中(6)の次に次のように加える。

6の2 派遣職員の派遣

第十条の二第一項第一号(7)及び(8)中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第五項から第七項まで」に改め、同号(9)中「第四項」を「第五項」に改め、同号(10)を削り、同条第二項中「第十七条第五項若しくは第六項」を「第十七条第五項から第七項まで」に改める。

第十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 派遣職員

第十七条の前の見出しを「（復職時等における給料月額の調整等）」に改め、同条第一項中「復職し」の下に「派遣職員が職務に復帰し」を、「有効期間」の下に「派遣期間」を加え、「その者の復職の日又は休暇の終了した日の翌日」を「復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日」に、「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「その者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」に改め、同条に次の

一項を加える。

7 派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における給料月額調整等について、前項までの規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

(派遣職員の退職時の給料月額の調整)

第十八条の二 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第十七条の規定に準じてその者の給料月額を調整することができる。

別表第三の四の二級の項第四号及び三級の項第四号中「指導主事」の下に、「社会教育主事」を加える。

別表第三の七の二級の項第二号中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に改め、同表の三級の項第二号及び四級の項第二号中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に、「園長」を「院長」に改める。

別表第十二中「限る。」の下に「派遣職員の派遣」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項第一号(9)及び(10)の改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第八号。以下「改正条例」という。)第一条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)附則第二項から第四項までの規定若しくは改正条例附則第二項の規定又は改正条例第二条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)附則第二項から第四項までの規定若しくは改正条例附則第四項の規定による勤務を要しない時間の指定は、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第十条の二第一項第一号(9)に規定する勤務を要しない時間の指定に含まれるものとする。

3 この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十条の二第一項第一号(10)に規定する事由により勤務しなかつた日に係る改正後の規則第十条の二第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第七号

職員職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
職員職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項中

企業診断室、団体検査室、及び技術員室の長

を

団体検査室、及び専門技術員室の長

に、「出納室長」を「出納局長」に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の大阪事務所の項中

所 長

を

所 長 所

長」に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

「整肢学園

を「皆生小児療育センター」に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の工

業試験場の項中

次 長

を

場 長 次 長

に改め、同表の知事

の事務部局の地方機関の項中

中国横断自動車道用地事務所	土木事務所

係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長
		次 長	次 長	次 長	所 長	所 長	所 長	所 長	所 長

を

土木事務所

係 長 係

長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐	長 課長補佐
係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長

に改

め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項

中「係 長 企画広報室主任」を「係 長」に改め、同表の警察の警察本部の項中

課 長 室 長」を「課 長」に改める。

別表第三の教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中

「指導主事」を「指導主事 社会教育主事」に改める。

別表第六中「整肢学園」園 長 園 長」を

皆生小児療 育センター		院 長	院 長	に改める。
----------------	--	-----	-----	-------

別表第八中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第八号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号。以下「派遣条例」という。）
- 第二条第一項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣（以下「派遣」という。）の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「専従許可を受け」の下に「、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され」を加える。

第七条第二項中「専従許可」の下に「、派遣」を加える。

第十四条第四項を次のように改める。

4 定時制通信教育手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合（給与条例第十二条の二第一号の場合及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号の場合を除く。）

第十六条第一項中「専従許可」の下に「、派遣」を加える。

第十六条の二を次のように改める。

（休職者の給与）

第十六条の二 給与条例第十二条の二第五号に規定する人事委員会規則で定める事由は、職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二条第三号に掲げる場合とする。

2 前項の場合において、給与条例第十二条の二第五号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ百分の七十（生死不明等の原因である災害が公務上の災害（派遣条例第二条第一項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害を含む。）と認められるときにあつては、百分の百）を乗じて得たものとする。

第二十一条第三項中「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、「第

四項」を「第五項」に改める。

第二十一条の三中「前条に規定する日又は一日の勤務時間（勤務時間
条例附則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間の一部が勤務
を要しない時間として指定されている場合にあつては、当該指定された勤
務時間以外の勤務時間）のすべてについて四週六休制の試行のための職務
に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員
会規則第十六号）第三条の規定により職務に専念する義務を免除された日
を「又は前条に規定する日」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二十
一条第三項及び第二十一条の三の改正規定並びに附則第二項の規定は、昭
和六十三年四月十七日から施行する。

2 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第八
号）附則第二項又は第四項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務
を要しない時間として指定された日は、この規則による改正後の職員の
給与の支給に関する規則第二十一条第三項に規定する一日の勤務時間の
すべてが勤務を要しない時間として指定された日に含まれるものとす
る。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第九号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員
会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「整肢学園」を

「皆生小児療
育センター」

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二
十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中 「出納室長」を「出納局

園			
園長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	園長	事務長	総婦長
一種	二種	三種	四種

を 大阪事務所		
所長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	所長	次長
一種	二種	三種

大阪事務所	
所長	次長
二種	三種

長に、
課長
企業診断室長
を課長に改め、同表の知事の

を 皆生小児療育センター			
院長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	院長	事務長	総婦長

に、 整肢学	
-----------	--

一種	二種	三種	四種
----	----	----	----

土木事務所		中国横断自動車 道用地事務所	
所長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	所長	課長	所長
二種	三種	三種	三種

土木事務所	
所長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	課長
二種	三種

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号。以下「休職事由条例」という。）第二条第一号又は第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

第一条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

第二条の二第一項中「以外の職員」の下に「及び派遣職員」を加える。

第三条の三中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号中「第一条の二各号」を「第一条の二第一号から第四号まで又は第六号」に改め、同条第二号中「第二条第二号又は第三号」を「第二条第三号」に改め、「（前号に該当する者を除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 派遣職員

第八条第二項中「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「第一条の

二 第三号から第五号まで」を「第一条の二第三号、第四号又は第六号」に改め、同項第四号中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項第四号の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

2 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第八号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）附則第二項から第四項までの規定若しくは改正条例附則第二項の規定又は改正条例第二条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）附則第二項から第四項までの規定若しくは改正条例附則第四項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日は、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第八条第二項第四号に規定する一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日に含まれるものとする。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表児童相談所の項中「及び保健婦」を「保健婦、看護婦及び准看護婦」に改める。

第五条の表二級の項中「整肢学園の園長」を「皆生小児療育センターの院長」に改め、同表三級の項、四級の項及び六級の項中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に改める。

第九条の五第四項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「又は停職」を「停職又は派遣(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号)第二条第一項の規定による派遣をいう。以下同じ。)」に改める。

第十一条第二項中「次の各号」を「次」に改め、同項第三号中「又は停職」を「停職又は派遣」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第九条の五第四項第一号の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

2 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第八号)附則第四項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない

時間として指定された日は、この規則による改正後の職員の特種勤務手当の支給に関する規則第九条の五第四項第一号に規定する一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日に含まれるものとする。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

中国横断自動車道用地事務所	土木事務所	調査、設計、工事の指導、監督、用地等得、地上物件の移転、補償、登記、巡察又は自動車の運転
		用地等の取得、地上物移転、調査、測量又は自動車の運転

行、 の取 賠償、 公用	管轄区域
件の 公用	米子市、西伯郡 及び日野郡の区 域

を

土木事務所
調査、設計、工事の施行、 指導、監督、用地等の取 得、地上物件の移転、賠償、 補償、登記、巡察又は公用 自動車の運転

管轄区域

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「情報公開準備室長」の下に「政策企画室長」を加え、同表の知事の事務部局の項中

事務長 総婦長

を

皆生小児療
育センター

院長 事務長 総婦長

工業試験場

場長 次長 分場長 総務課長

工業

試験場

場長 次長 総務課長 生産技
術科長

に、

土木事務所	中国横断自 動車道用地 事務所	所長 課長
-------	-----------------------	-------

長

土木事務所 所長 課長

に改め、同表出納室の項を次のように改める。

出納局 副出納長 出納局長 課長 課長補佐 会計課出納係長

別表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「課長補佐」の下に「総務課秘書企画室長」を加え、「総務課管理係長」を「総務課人事文書係長」に、「総務課議事秘書係長」を「総務課企画係長」に、

「総務課管理係係員」を「総務課人事文書係係員」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】